## 実 務 事 例

分類	給与 手当	作成年月日	平成 30 年 6 月 13 日
表題	異動に伴う転居における通勤届・住居届の認定事務について		
内容	① 事務処理内容 移動に伴い転居することになったが、4月1日に入居が出来ず、4月20日での入居だったため、その期間、ホテル泊をし、そこから通勤した事例 ・住民票移動日 → 4月1日 ・賃貸契約期間 → 4月1日~ ・転居日 → 4月20日 ② 問題点や苦労したこと(間違いなどで指摘されたこと) ・住居手当の支給対象職員は「自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員」とあり、また、要件を具備するに至った日(事実発生年月日)は、「「借り受け」「支払い」「居住」の3要件のすべてを満たす最初の日をいう。」とあるが「居住」の部分が4月1日ではクリアしていないので、4月1日の居住地をどこで認定すればよいのか、判断できなかった。 ④ホテル(3月31日~4月20日) ・働自宅(週末)→通勤届において現実的に毎日通うと想定できる距離ではなく、実際通っていない。 ② 実際やったこと、工夫したこと(訂正したこと)・似たような事案がないか数校に問い合わせた。 ・事務センターで相談をし、センター長をとおして人事課へ最終的に確認をしていただいた。人事課の回答は、ホテル短期住まい→ホテルで認定ということだったのでセンター内でも共通理解した。 ・事務処理は4月1日付けで住居届及び通勤届の認定を行い、転居後、4月20日付けで住居届、4月21日付けで通勤届の認定を再び行った。		
添付 書類	・住居届・通勤届の写し		
感想	・4月1日付けでの入居が出来ず数日たってからの転居で、もとの家から通勤するという事案の事務処理は経験があったが、ホテル住まいでの事務処理は初めてだった。相談をしながら資料を読み込み進めることができ、また、大変勉強にもなった。今年度、数件同じような事例があったと思うので共通理解することが大事だと思う。 ・事実に基づいた根拠のある事務処理を心がけていきたい。		